規制改革推進会議 共通課題対策WG提出資料



令和4年11月10日 総務省自治税務局

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

総税企第23号令和4年4月1日

各都道府県知事 各都道府県議会議長 各指定都市市長 各指定都市議会議長

総務大臣

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

- 十四 特記事項(令和4年度の地方税関連事務の執行に当たっての留意事項等)
- 1 地方税の手続については、情報通信技術の進展を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減及び公平かつ適正な課税の実現を図る観点から、以下のように、セキュリティを確保しつつ、簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進めることが重要であること。
 - (12) <u>地方税の処分通知等(課税明細書等の添付書類を含む。)については、納税義務者である事業者等から、</u> 書面による通知と合わせて、容易に判読可能なデータ形式での提供が求められた場合には、各地方団体 においては、事業者等からの求めに応じて当該データを提供することについて、積極的に検討いただきた いこと。

事業者等からの求めに応じて、課税明細書等の情報を 容易に機械判読可能なデータで出力することについて(依頼)

総 税 電 第 2 0 号 令和 4 年 8 月 31日

総務省自治税務局電子化推進室長

本件については、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」(令和4年4月1日総税企第23号総務大臣通知)において、「地方税の処分通知等(課税明細書等の添付書類を含む。)については、納税義務者である事業者等から、書面による通知と合わせて、容易に判読可能なデータ形式での提供が求められた場合には、各地方団体においては、事業者等からの求めに応じて当該データを提供することについて、積極的に検討いただきたい」旨、通知させていただいたところです。

本日、「税務システム標準仕様書【第2.0版】」を策定・公表し、また、デジタル庁においても、「地方公共 団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書【第1.0版】」が策定・公表されました。これにより、 標準準拠システムにおいては、EUC機能を利用してデータを抽出・分析・加工してCSV形式で出力できることが 【実装必須機能】とされていることから(「4_機能要件_016共通」1.8.1参照)、課税明細書等の情報を容易に 機械で判読可能なデータで出力することが可能となっている旨、お知らせいたします。特に、固定資産税の課税 明細書については、より利便性の高いものとなるよう、CSVレイアウトを定め、CSV形式で出力する機能を【実装 必須機能】として要件化しています(「4_機能要件_012固定資産税」8.1.1参照)。

なお、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、<u>標準準拠システムへの移行目標時期は令和7年度(2025年度)までとされているところですが、それまでの間におきましても、各地方団体におかれては、標準化対象税目か否かを問わず、納税義務者である事業者等から課税明細書等について容易に判読可能なデータ形式での提供が求められた場合には、事業者等からの求めに応じて当該データを提供することについて、積極的に検討いただきますよう、改めてお願いいたします。</u>

市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対し、この旨を御連絡願います。なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

地方税における電子化の推進に関する検討会 概要

- 令和元年度に、地方税の電子化の推進に向けた検討を行うため、学識経験者、地方団体、日本 経済団体連合会、全国銀行協会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、総務省及び地方税共 同機構で構成される「地方税における電子化の推進に関する検討会」を設置。
- 今年度も、地方税の電子化の推進に向けた課題等整理のため、以下のとおり検討会を開催し、「①申告・申請手続のデジタル化」、「②納付手続のデジタル化」、「③地方税関係通知のデジタル化」、「④国税・他機関との情報連携等」について、議論いただいたところ。

●構成員名簿(令和4年11月8日現在・敬称略)

辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授 ※座長

石井 夏生利 中央大学国際情報学部教授

小西 敦 静岡県立大学経営情報学部教授

庄司 昌彦 武蔵大学社会学部メディア社会学科教授

田中 啓之 大阪大学大学院高等司法研究科准教授

井口 貴博 福岡県総務部税務課長

石川 勇治 名古屋市財政局税務部長

吉本 高宏 石川県津幡町町民生活部税務課長

兼納税推進室長

小畑 良晴 日本経済団体連合会経済基盤本部長

茶圓 大介 全国銀行協会

(三井住友銀行事務統括部副部長)

山内 清行 日本商工会議所産業政策第一部長

岡崎 拓郎 日本税理士会連合会情報システム委員長

村上 浩世 総務省自治税務局電子化推進室長

中村 賢 地方税共同機構審議役兼事務局長

●主な検討事項

- ①申告・申請手続のデジタル化
- ②納付手続のデジタル化
- ③地方税関係通知のデジタル化
- 4 国税・他機関との情報連携等

●スケジュール

〇9/28(水) 第1回

議題:地方税の電子化の現状

実務者WG(3/18~9/9開催)取りまとめ報告

検討事項に係る論点提示

〇10/26(水) 第2回

議題:論点について議論

〇11/8(火) 第3回

議題:取りまとめ

地方税における電子化の推進に関する検討会・実務者WG 概要

〇「令和3年度地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」を踏まえ、同検討会の下に 実務者によるWGを設け、「申告・申請手続のオンライン化」、「<u>処分通知等のオンライン化</u>」の2点を 主な議題として、具体的な検討を進めた。

スケジュール

令和4年 3月18日(金) 第1回 キックオフ・論点紹介

6月2日(木) 第2回 論点整理①

8月8日(月) 第3回 論点整理②

9月9日(金) 第4回 中間取りまとめ

9月~11月 電子化検討会における議論

※電子化検討会の議論を踏まえ、12月以降、WGで更なる検討を予定。

No)	団体	氏名	後 職
地方団体	1	東京都	室川 究吾	主税局 税制部 システム管理課長
	2	福岡県	本田 美津子	総務部 税務課 課長補佐
	3	新潟県	植木 康広	総務部 税務課 県税集中管理室長
	4	仙台市	作村 栄一	財政局 税務部 税制課 税務システム係長
	5	横浜市	髙橋 雄	財政局 主税部 税務課 税務係長
	6	名古屋市	神谷 勝美	財政局 税務部 税務システム推進課長
	7	三鷹市	坂尻 孝久	市民部 納税課 納税管理係 係長
	8	前橋市	岡田 寿史	未来創造部 情報政策課長
	9	新見市	三好 佳統	総務部 税務課 主任
	10	石川県津幡町	酒井 誠	税務課 固定資産税係長
	11	香川県宇多津町	宇都宮 桂	税務課長
	12	山形県庄内町	秋庭 孝司	税務町民課 住民税係長
経済団体	1	日本経済団体連合会	幕内 浩	経済基盤本部 上席主幹
	2	日本商工会議所	鶴岡 雄司	産業政策第一部 税制担当課長
	3	日本税理士会連合会	岡崎 拓郎	情報システム委員長
14	4	全国銀行協会	山口 将司	三菱UFJ銀行 事務企画部(全国銀行協会) 調査役
システムベンダ	1	株式会社TKC	井上 伸	地方公共団体事業部 システム開発本部 副本部長
	2	株式会社NTTデータ	溝口 みずほ	社会基盤ソリューション事業本部 デジタルコミュニティ事業部 第一ビジネス統括部 第一営業担当 課長
	3	株式会社日立製作所	齋藤 恭介	公共システム事業部 全国公共システム 第一本部 自治体システム第五部 第四グループ主任技師
	4	富士通Japan株式会社	賀川 健太郎	行政ソリューション開発本部 住民情報ソリューション事業部 第三ソリューション部長
	5	日本電気株式会社	家田 拓郎	社会公共ソリューション開発部門 シニアプロフェッショナル
	6	株式会社RKKCS	染田 信介	システム本部 東日本システム部 課長代理

地方税における電子化の推進に関する検討会・実務者WGとりまとめ(R4.9)(処分通知等のオンライン化)

- 〇 地方税関係の処分通知等のうち、特に納税通知書や付随する課税明細書等の電子的送付方法 について集中的に検討。
- 上記論点に関する現時点での検討方針は下記のとおり。

	検討方針		
対法人	原則、納税者のeLTAXIDに対し、納税者本人であることの真正性・実在性の確保策を講じたうえで、 納税通知書等の副本を電子的に送付。		
対個人	原則、納税者のマイナポータルアカウントに対し、プッシュ型で納税通知書等の副本を電子的に送付。		

送付と並行して、副本データの電子的送付として実施する形を想定。
※ 法人はel TAXの利用に馴染みがあるが、el TAXIDは現状、本人の真正性・実在性が厳密には担保されていないため、電子的送付の希望

※ 高齢者・小規模企業等の実情や、本人の真正性・実在性の担保の必要性等を考慮し、サービス開始時は、紙の納税通知書等(正本)の

- ※ 法人はeLTAXの利用に馴染みがあるが、eLTAXIDは現状、本人の真正性・実在性が厳密には担保されていないため、電子的送付の希望申請等を通じて真正性・実在性が確保できた法人に対して、電子的送付を実施する形を想定。
- ※ 個人はeLTAXを利用していない者が多く、今後も基本的には同様と見込まれることや、マイナポータルアカウントは既に本人の真正性・実在性が確保されていること等から、納税者本人との間で特定・紐付けができたマイナポータルアカウントに対して、電子的送付の希望を待つことなく電子的送付を実施する形を想定。(なお、eLTAXIDを能動的に取得し、eLTAXを通じた納税通知書等の電子的送付を望む個人(個人事業者を含む)については、法人向け方策を応用して対応することを想定。)
- 〇 ただし、上記検討方針については、引き続き以下のような課題が存在するため、デジタル庁 等関係機関とも調整を図りながら、さらに検討を深めていくことが必要。

【主な課題】

- ・利便性を確保した上での、法人の真正性・実在性の確保方法(納税通知書(正本)の利活用・eLTAXIDの強化・gBizIDとの連携等)
- ・通知の送り先となるマイナポータルアカウントの特定方法・紐づけ方法 ・納税義務者の宛名情報とマイナンバーの紐付け
- ・eLTAX(地方税共同機構)における税務情報・個人情報の保持のあり方 ・通知書格納サーバの設置方法・接続方法
- ・税理士が法人に代わって電子的送付の希望申請など税務代理を行う場合の対応方法 など
- O また、納税通知書等以外の通知(各種証明書等)の取扱いについても、引き続き検討が必要。

地方税における電子化の推進に関する検討会(座長:辻琢也-橋大教授)とりまとめ(案)(令和4年(2022年)11月)概要

地方税務手続のデジタル化については、一定の進展が見られる。引き続き、更なるデジタル化を図るため、「申告・申請手続」、「納付手続」、 「地方税関係通知」及び「国税・他機関との情報連携等」について、次の施策を講ずるべき。

1. 申告・申請手続のデジタル化

- 地方税法令上に明文規定を有する申告・申請手続については、令和7年(2025年)末までに確実にデジタル化できるよう、具体的な実現時期や実現方法について、早期に意思決定を行い、地方団体及び利用者に情報提供を行うべき。
- 中でも、固定資産税の償却資産の申告については、従前からの市町村長に対する申告に加え、都道府県知事及び総務大臣が価格等を配分する 資産についても、eLTAXを通じた申告ができるよう速やかに検討すべき。
- 地方税法令上に明文規定を有さない申告・申請手続についても、納税者等の利便性の向上や地方団体の事務の効率化、eLTAXと各地方団体独自のシステムとの適切な役割分担等の観点を踏まえながら、eLTAXを通じた申告・申請が行えるよう検討していくべき。
- 利用可能時間の拡大や給与支払報告書のクラウド提出への対応など、ユーザーの意見を踏まえたeLTAXの機能改善に努めるべき。
- 個人の納税者の利用が増加すること等を踏まえたeLTAXのスマートフォン対応や、地方団体職員の事務負担を考慮した検討が必要。

2. 納付手続のデジタル化

- 地方税統一QRコード等を活用した納付は、令和5年(2023年)4月からの円滑な開始に向け、着実に準備を進めていくことが必要。
- 上記の仕組みは、固定資産税等基本4税目以外の地方税においても活用することが望ましい。また、地方税以外の地方公金納付のデジタル化に係るデジタル庁等の検討の動きと歩調を合わせて、eLTAX経由での納付についても必要な検討を進めることが適当。
- eLTAXのさらなる利便性向上や、幅広い納税者を想定した周知・広報、これまで以上に安定的なeLTAXの運用に留意が必要。

3. 地方税関係通知のデジタル化

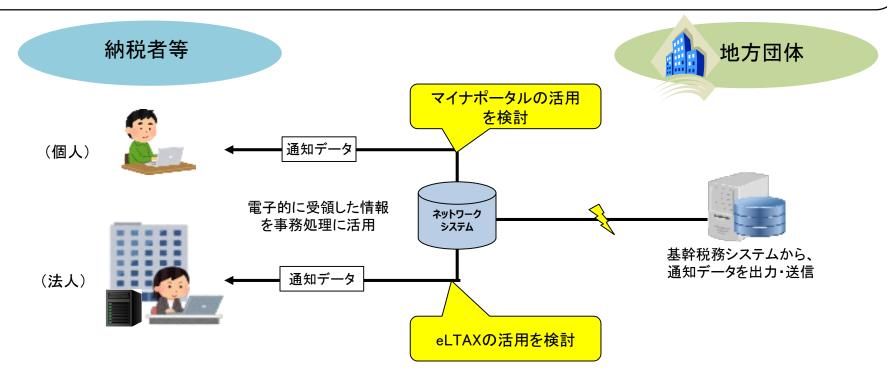
- 納税通知書及びそれに付随する課税明細書等(以下「納税通知書等」)の電子的送付について、
 - ・個人の納税者に対するものは、デジタル庁と連携しマイナポータルを活用した方法も含め検討し、具体化に向けた手法を模索すべき。
 - その際、各地方団体が保有する納税者等の情報と当該納税者等のマイナンバーとの紐付けを、順次進めることが望ましい。
 - ・法人の納税者に対するものは、デジタル庁の事業との連携は模索しつつも、eLTAXが法人に十分浸透している現状を踏まえ、eLTAXの次期更改が 令和8年(2026年)9月であること等を念頭に、システムの構築を目指すべき。
- 納税通知書等以外の地方税関係通知のうち、各種証明書など納税者等からの申告・申請に基づくものについては、eLTAXの活用を基本として可能なものから早期にデジタル化を実現していくことが望ましい。

4. 国税・他機関との情報連携等

- eLTAX及び国税情報システムの刷新・改修や、地方団体の基幹税務システムの標準化の取組を踏まえ、国税との連携をはじめ他機関との連携対象情報の更なる範囲拡大(法人事業税に係るeLTAXを通じた地方団体間の回送手続の拡大や、市町村から税務署への死亡者の所有固定資産情報の通知に際するeLTAXの活用等)を検討すべき。
- ※地方税法令上に明文規定を有さない申告・申請手続及び各種証明書等地方税関係通知のデジタル化については、引き続き実務者WGにおいて検討。

納税通知書等の電子的送付について

- 個人に対する納税通知書等の電子的送付については、マイナポータルを活用した方法も含めて検討しているところ、デジタル庁において、マイナポータルの刷新やマイナンバーの利活用の推進に向けた制度面の見直しが行われている現状を踏まえ、引き続きデジタル庁との連携を行いつつ、具体化に向けた手法を模索すべきか。
- 法人(※)に対する納税通知書等の電子的送付については、gBizID等デジタル庁において進められている事業との連携は模索しつつも、既に地方法人二税のeLTAX利用率が8割以上であるなど、eLTAXが法人に十分浸透している現状を踏まえ、eLTAXの次期更改が令和8年(2026年)9月であること等を念頭に、システムを構築することを目指すべきか。
 - ※ eLTAXを利用したい個人や、法人に係る税務手続を代理する税理士等も含む方向で検討。



○ 納税通知書等以外の地方税関係通知のうち、各種証明書等、納税義務者等からの申告・申請に基づくものについては、オンラインで申告・申請が行われた場合には、通知先の特定は可能であることから、eLTAXの活用を基本として実務者WGで検討したうえで、可能なものから早期にデジタル化の実現を目指していくこととしてはどうか。

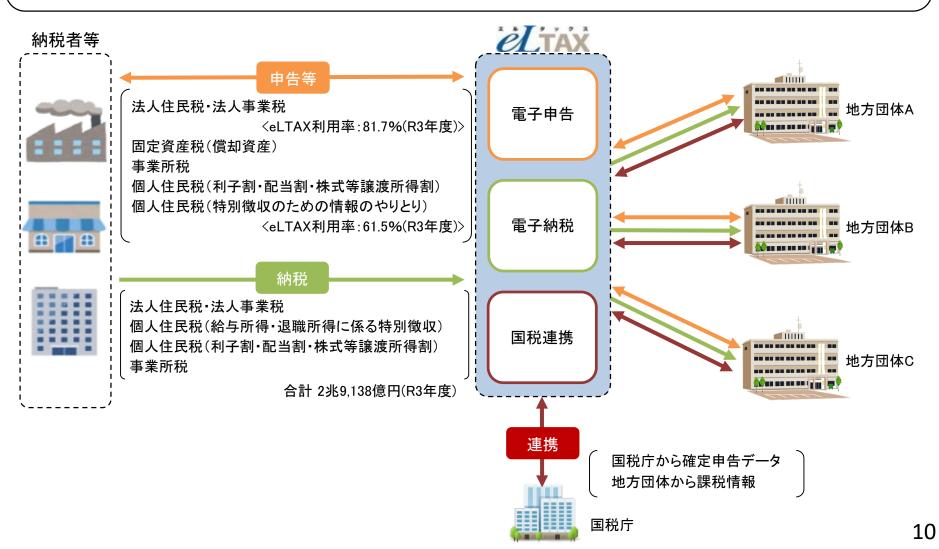
地方税における主な通知例

- 〇:主に申告・申請に基づくもの
- ●:主に申告・申請に基づかないもの
 - ○● 納税通知書 (課税明細書を含む。)、税額変更通知書、更正決定通知書
 - 特別徴収税額通知書(変更の場合を含む。)
 - 〇 減免決定(不許可・取消)通知書
 - 〇 還付(充当)通知書
 - 〇 徴収猶予許可(取消)通知書
 - 延滞金請求書
 - 差押 (解除) 通知書
 - 各種証明書(納税証明書や固定資産課税台帳登録事項証明書など)
 - 口座振替済(開始・変更)通知書
 - 申告や提出を案内、勧奨するための通知書、催告書

参考資料

eLTAX(エルタックス)について

- eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続を電子的に行うシステム。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の 情報連携に活用。



地方税務手続のオンライン化に係る「目指すべき将来像」

○ 納税者と地方団体との間のあらゆる手続についてオンラインで行うことを可能とし、双方において、 電子的に受信した情報の事務処理での活用を可能とするなど地方税務手続の「デジタル完結」を 目指す。

